

教育支援体制整備事業費交付金（認定こども園設置促進事業）交付要綱

平成27年5月21日	文部科学大臣裁定
平成28年10月4日	一部改正
平成29年8月1日	一部改正
平成31年4月1日	一部改正
令和2年4月3日	一部改正
令和2年7月3日	一部改正
令和3年2月4日	一部改正
令和3年4月1日	一部改正
令和4年2月28日	一部改正
令和4年4月15日	一部改正

（通 則）

第1条 教育支援体制整備事業費交付金（認定こども園設置促進事業）（以下「交付金」という。）の交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）の規定によるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（交付の目的）

第2条 この交付金は、認定こども園の設置促進のため、都道府県が行う認定こども園等における教育支援体制の整備事業に係る経費の一部を交付し、もって子供を安心して育てることが出来る体制の整備を促進することを目的とする。

（交付の対象）

第3条 文部科学大臣（以下「大臣」という。）は、認定こども園等における教育支援体制を整備する事業（以下「交付対象事業」という。）を都道府県が実施するために必要な経費のうち、交付金の交付の対象として大臣が認める経費（以下「交付対象経費」という。）について、予算の範囲内で交付金を交付する。

2 交付対象事業は、市町村（特別区を含む。）、学校法人及び社会福祉法人等が設置する認定こども園等に対し、都道府県（間接補助事業者等（適正化法第2条第5項に規定する間接補助事業者等をいう。）においては指定都市・中核市）が実施する事業とし、交付対象事業の内容、交付対象経費及び交付金の額等は別記に定めるところによる。ただし、他の補助金等の補助対象となるものを除く。

（申請手続）

第4条 この交付金の交付を受けようとする都道府県は、別に定める期日までに、交付申請書（様式1）を大臣に提出しなければならない。

（交付の決定）

第5条 大臣は、前条の規定による交付申請書の提出があったときは、これを審査の上、交付金を交付すべきと認めたものについて交付決定を行い、交付決定通知書（様式2）にその決定の内容を交付の申請をした都道府県に通知するものとする。

2 大臣は、前項の決定をする場合において、必要に応じ条件を付することができるものとする。

3 大臣は、交付申請書が文部科学省に到達した日から起算して原則として30日以内に交付の決定を行うものとする。

（申請の取下げ）

第6条 前条の通知を受けた都道府県は、交付決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があることにより、交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から30日以内に、その旨を文部科学省に申し出なければならない。

（交付対象事業の遂行）

第7条 都道府県は、交付対象事業を遂行するため契約を締結し、また支払いを行う場合には、国の契約及び支払に関する規定の趣旨に従い、公正かつ最小の費用で最大の効果をあげ得るように経費の効率的使用に努めなければならない。

（計画変更）

第8条 都道府県は、補助事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ内容変更承認申請書（様式3）を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、交付目的を変えないで、交付金の交付決定額に影響を及ぼさない軽微な変更の場合はこの限りではない。

2 第5条第1項の規定は、前項の場合について準用する。この場合の変更交付決定通知書は様式4によるものとする。

3 文部科学大臣は、第1項の承認をする場合においては、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

4 第5条第3項の規定は、第1項の承認をする場合において準用する。

（交付対象事業の中止又は廃止）

第9条 都道府県は、交付対象事業を中止又は廃止しようとするときは、中止（廃止）承認申請書（様式5）を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

（交付対象事業の遅延の届出）

第10条 都道府県は、交付対象事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は交付対象事業の遂行が困難になった場合においては、速やかに事業遅延報告書（様式6）を大臣に提出し、その指示を受けなければならない。

（状況報告）

第11条 都道府県は、交付対象事業の遂行及び支出状況について、大臣の要求があったときは、速やかに状況報告書（様式7）を大臣に提出しなければならない。

2 大臣は必要があると認めるときは、その状況を調査することができる。

（実績報告）

第12条 都道府県は、交付対象事業が完了したとき若しくは交付対象事業の廃止

の承認を受けたときは、その日から起算して30日を経過した日又は交付金の交付の決定をした会計年度（以下「交付決定年度」という。）の翌会計年度の4月10日のいずれか早い日までに、実績報告書（様式8）を大臣に提出しなければならない。

- 2 前項の場合において、実績報告書の提出期限について、大臣の別段の承認を受けたときは、その期間によることができる。
- 3 都道府県は、交付決定年度が終了した場合（交付対象事業が完了せずに国の会計年度が終了した場合）には、交付決定年度の翌会計年度の4月30日までに、国の会計年度終了に伴う実績報告書（別紙様式11）を大臣に提出するものとする。

（交付金の額の確定等）

- 第13条 大臣は、前条第1項の規定による実績報告書の提出を受けたときは、その実績報告書の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、交付対象事業の実施結果が交付金の交付決定の内容（第8条に基づく承認をした場合は、その承認した内容）及びこれに付された条件に適合すると認めるときは、交付すべき交付金の額を確定し、額の確定通知書（様式9）により都道府県に通知するものとする。
- 2 大臣は、補助金の交付の申請時において補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでないものであって、補助金の額の確定時において当該消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、前項の額の確定において当該消費税等仕入控除税額に相当する額を減額するものとする。
 - 3 大臣は、都道府県に交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、その超える部分の交付金の返還を命ずるものとする。
 - 4 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（交付決定の取消し等）

- 第14条 大臣は、第9条の交付対象事業の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号に掲げる場合には、第5条の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。
- (1) 都道府県が適正化法及び適正化法施行令その他の法令若しくはこの要綱又はこれらに基づく大臣の処分若しくは指示に違反した場合
 - (2) 都道府県が交付金を交付対象事業以外の用途に使用した場合
 - (3) 都道府県が交付対象事業に関して不正、怠慢その他不適當な行為をした場合
 - (4) 交付決定後生じた事情の変更等により、交付対象事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 大臣は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する交付金が交付されているときは、都道府県に対し、当該交付金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
 - 3 大臣は、第1項第1号から第3号の理由による交付の決定を取り消し、前項の返還を命ずる場合には、その命令に係る交付金の受領の日から、納付の日までの期間に応じて、年利10.95%の割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
 - 4 第2項に基づく交付金の返還及び前項の加算金の納付については、前条第3項の規定を準用する。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第15条 補助事業者は、補助金の交付の申請時において補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでないものであって、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により当該消費税等仕入控除税額が確定した場合には、速やかに消費税等仕入控除税額確定報告書(様式10)を大臣に提出しなければならない。

2 大臣は、前項の報告書の提出があった場合には、当該消費税等仕入控除税額に相当する額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(交付金の支払)

第16条 交付金の支払は、原則として第13条第1項の規定により交付すべき交付金の額を確定した後に行うものとする。ただし、必要があると認められる場合は、会計法(昭和22年法律第35号)第22条及び予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第58条第4号に基づく財務大臣との協議が調った際には、交付金の全部又は一部について概算払することができる。

(財産の管理等)

第17条 都道府県は、交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)については、交付対象事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、交付金交付の目的に従ってその効率的運用を図らなければならない。

2 都道府県が取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部、又は一部を国に納付させることがある。

3 間接補助事業者等(適正化法第2条第6項に規定する間接補助事業者等をいう。)が取得財産等を処分することにより、得た収入の全部または一部について補助事業者等に納付があった場合は、その納付額について国に納付させることができる。

(財産処分の制限)

第18条 取得財産等のうち適正化法施行令第13条第4号及び第5号の規定により処分を制限する取得財産等(以下「処分制限財産」という。)、並びに同第14条第1項第2号の規定により処分を制限する期間は、大臣が別に定める。

2 都道府県は、前項の規定により定められた期間内において、処分制限財産を処分しようとするときは、あらかじめ大臣の承認を受けなければならない。

3 都道府県は、間接補助事業者等(適正化法第2条第6項に規定する間接補助事業者等をいう。)から財産処分の承認の申請を受けたときは、あらかじめ大臣の承認を受けなければならない。

4 前条第2項及び第3項の規定は、第2項及び第3項の承認をする場合においてそれぞれ準用する。

(交付金の経理)

第19条 都道府県は、交付対象事業についての収支簿を備え、他の経理と区分して交付対象事業の収入額及び支出額を記載し、交付金の使途を明らかにしておかななければならない。

2 都道府県は、前項の支出額について、その支出内容を証する書類を整備して前項の収支簿とともに、交付対象事業の完了、あるいは中止又は廃止する日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(間接補助金等交付の際付すべき条件)

第20条 都道府県は、別記に掲げる間接補助事業者等(適正化法第2条第6項に規定する間接補助事業者等をいう。)に交付金を交付するときは、本要綱第6条から第19条まで(第15～18条を除く。)の規定に準ずる条件を付さなければならぬ。

(電磁的方法による提出)

第21条 都道府県は、第4条の規定に基づく交付の申請、第6条の規定に基づく申請の取下げ、第8条第1項の規定に基づく計画変更承認の申請、第9条の規定に基づく中止又は廃止承認の申請、第10条の規定に基づく事業遅延の届出、第11条第1項の規定に基づく状況報告、第12条第1項及び第3項の規定に基づく実績報告、第15条第1項の規定に基づく消費税等仕入控除税額の額の確定に伴う報告、第18条第2項又は第3項の規定に基づく財産処分の承認申請については、電磁的方法(適正化法第26条の3第1項の規定に基づき大臣が定めるものをいう。)により行うことができる。

(電磁的方法による通知等)

第22条 大臣は、第5条第1項に規定する交付の決定の通知(第8条第2項の規定において準用する場合を含む。)、第9条に規定する中止又は廃止の承認、第13条第1項に規定する額の確定の通知、第13条第3項、第14条第2項及び第15条第2項に規定する返還命令、第14条第1項に規定する取消又は変更に係る通知、第14条第3項及び第17条第2項又は第3項(第18条第4項の規定において準用する場合を含む。)に規定する納付命令、第18条第2項又は第3項に規定する財産処分の承認(以下「通知等」という。)について、都道府県が書面による通知等を受けることを予め求めた場合を除き、電磁的方法により通知等することができる。

(その他)

第23条 前条までに定めるもののほか、交付金の取扱いに関し必要な事項は別に定める。

附則(平成27年5月21日27文科初第324号)

この要綱は、平成27年5月21日から施行し、平成27年4月9日から適用する。

附則(平成28年10月4日28文科初第910号)

この要綱は、平成28年10月4日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附則(平成29年8月1日29文科初第660号)

この要綱は、平成29年8月1日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附則(令和2年4月3日元文科初第1482号)

この要綱は、令和2年4月3日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附則(令和2年7月3日2文科初第491号)

この要綱は、令和2年7月3日から施行し、令和2年度の補助事業から適用する。

附則(令和3年2月4日2文科初第1648号)

この要綱は、令和 3 年 2 月 4 日から施行し、令和 3 年 1 月 1 日から適用する。

附則（令和 3 年 4 月 1 日 2 文科初第 2120 号）

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附則（令和 4 年 2 月 28 日 3 文科初第 2060 号）

この要綱は、令和 4 年 2 月 28 日から施行し、令和 3 年 12 月 1 日から適用する。

附則（令和 4 年 4 月 15 日 4 文科初第 33 号）

この要綱は、令和 4 年 4 月 15 日から施行する。

別 記（第3条関係）

1 交付金の交付対象事業の内容、交付対象経費及び交付金の額等は次のとおりとする。なお、保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状取得支援事業に限り、指定都市・中核市を間接補助事業等として行うことができる。

事業名	交付対象事業の内容	交付申請者	間接補助事業者等	交付対象経費	交付金の額
認定こども園設置促進事業	認定こども園の設置促進を図るため、都道府県が主体となり、教育の質の向上の観点から、地域の実情に応じた認定こども園の需要を踏まえ、域内の市町村（特別区を含む。）及び学校法人及び社会福祉法人（社会福祉法人にあっては、幼保連携型認定こども園の設置者である場合に限る。）等に対して、教育の質の向上のための緊急環境整備、認定こども園における教育の質の向上のための研修支援、保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状取得支援及び認定こども園等への円滑な移行のための準備支援、園務改善のためのICT化支援を実施するもの	都道府県	指定都市・中核市 ※幼稚園教諭免許状取得支援事業に限る。	購入費、設置費、人件費、諸謝金、旅費、需用費、役務費、委託料、補助金、使用料、貸借料、研修参加費、入学料、受講料、雇上費、改修費、リース料、保守費、工事費、通信費等 ※各費目の取扱については教育支援体制整備事業費交付金（認定こども園設置促進事業）の実施要領により定める。	交付対象経費の1/2以内とする。 （ただし、幼稚園が行う教育の質の向上のための緊急環境整備（遊具等環境整備）の場合は交付対象経費の1/3以内とする。教育の質の向上のための緊急環境整備（新型コロナウイルス感染症対策を実施するために必要となる保健衛生用品等の購入及びかかり増し経費）の場合は、公立幼稚園は設置者の事業費（交付対象経費）の1/2以内、私立幼稚園は都道府県の事業費（交付対象経費）の1/2以内とする。園務改善のためのICT化支援の場合は交付対象経費の3/4以内とする。） 補助対象経費（交付金の額）の算定方法については実施要領に定めるところによる。

算定されたそれぞれの額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。